**○農林水産省告示第九百四十二号**

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年四月五日

農林水産大臣　森山　裕

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び取下げ年月日 |
|---|---|---|---|
| Chrysanthemum x morifolium Ramat. | FISPLARISE | 株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン<br>愛知県長久手市砂子607番地 | 第28677号<br>平成28年2月29日 |
| 〃 | DEKKIYOKO | ジャパンアグリバイオ株式会社<br>静岡県浜松市中区板屋町110番地の5 | 第29889号<br>平成28年2月5日 |
| Mimulus L. | FLOMIM01 | サントリーフラワーズ株式会社<br>東京都港区芝4丁目17番5号 | 第27991号<br>平成28年2月17日 |
| Petunia Juss. | PE-11-4499 | Danziger Dan Flower Farm<br>Moshav Mishmar Hashiva 50297, Israel | 第28889号<br>平成28年2月24日 |
| Primula L. | アートカラー2 | 吉川義明<br>三重県四日市市八王子町649番地 | 第25897号<br>平成28年2月16日 |
| Pyrus communis L. | Thimo | Wolfgang Muller Baum-und Rosenschule<br>Stubelstr. 3, 04758 Oschatz, Kieswег 1, Germany | 第23580号<br>平成28年2月15日 |
| Salix gracilistyla Miq. | 銀招き | 熊谷美穂<br>京都府福知山市三和町寺尾14番地の5 | 第23804号<br>平成28年2月19日 |
| Vitis L. | 美原バイオレット | 大阪府<br>大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号 | 第26595号<br>平成28年2月26日 |

**○国土交通省告示第六百二十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大栗沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

茨城県常陸大宮市下伊勢畑

字大栗沢　二四九三番一　一号
二四九二番　二号から九号まで
二四九一番　十号及び十一号
二四九〇番　十二号
二四八二番　十三号及び十四号
二四八〇番一　十五号から二十号まで及び二十三号から二十八号まで
二四八〇番三　二十一号
字大栗　八九一番五　二十二号
八七八番四　二十九号
八七五番　三十号
八七六番　三十一号及び三十二号
字前沢　八七二番　三十三号及び三十四号
八七一番　三十五号

**○国土交通省告示第六百二十三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大月川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百三十三号で指定した同号二二に掲げる土地の区域を除く。）

長野県南佐久郡小海町大字稲子

字道下　一番一　一号
字屋うら　二六番一　二号
三六番　三号
三二番一　四号
字橋場　二〇番一　五号

**○国土交通省告示第六百二十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畔沢川

㈡　砂防法第二条の土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十三年国土交通省告示第九百七十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

イ　次に掲げる土地の表示

山梨県南巨摩郡富士川町小室

字西田　二二〇八番二
二二一〇番二
二二一〇番五
二二三〇番七
二二三一番三及び二二三一番四
二二三二番二及び二二三二番三
二二三三番四

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千九百八十八号で指定した土地及び平成二十三年国土交通省告示第九百七十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県南巨摩郡富士川町小室

字西田　二二〇七番一　一号
字峯　一七四〇番三　二号
字唐沢　二一〇八番　三号
二一一一番一　四号
二一九六番一　五号

**○国土交通省告示第六百二十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

妙見谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾

字早稲田　七七二番二　一号
字尾曽　一七〇一番　二号
一四一一番　三号から五号まで
一四二〇番一　六号から八号まで
一四一二番　九号
一四一五番　十号
一四一四番　十一号
字早稲田　七七八番二　十二号